

せいかつ こま かた
生活にお困りの方へ

せい かつ ほ ご あん ない
生活保護のご案内

このしおりは、生活保護のあらまじや保護を受けるための
要件、申請から決定までの手続きなど、生活保護を受給す
るうえで重要なことがわかりやすく掲載してあります。

こま 困ったこと、わからないことがあれば、お気軽に電話や電
子メール、または来庁のうえ、ご相談ください。秘密は厳守
します。

にしんしふくしじむしょ
日進市福祉事務所

にしんしやくしょ ちいきふくしか ふくしそудんしつ
(日進市役所 地域福祉課 福祉相談室)

〒470-0192 あいちけんにしんしかにこうちょういけした ばんち
愛知県日進市蟹甲町池下268番地

Tel : (0561) 73-1519 Fax : (0561) 72-4554

E-mail : fukushisoudan@city.nisshin.lg.jp

(2025.04.01)

1. 生活保護とは

生活保護は、暮らしに困っている人のための制度です。日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき制定された生活保護法により、国が暮らしに困っている人に対して最低限度の生活を保障するための必要な給付を行うとともに、自分の力で生活していけるように援助することを目的とした制度です。

2. 生活保護の基本的な考え方

(1) 無差別平等の原理

生活に困ったときは、その原因がどのような理由であろうと、生活保護法に定める要件にあてはまるときは、平等に保護を受けることができます。

(2) 最低生活の原理

生活保護で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるためのもので、保護の給付の基準は毎年国が定めます。

(3) 補足性の原理

生活保護は、その世帯で利用できる資産や働く能力、親子などの扶養援助、年金などの他の制度など、あらゆるものを優先に活用しても、なお生活ができないときに、それを補う形で行われます。

3. 生活保護の原則

(1) 申請保護の原則

生活保護は、原則として本人、家族などからの申請によって行われます。ただし、緊急の状況にあるときは、福祉事務所長の判断で本人から申請がなくても保護を行います。

(2) 世帯単位の原則

生活保護は、世帯全体を対象として、どの程度の保護が必要かどうかを決定します。同居する者が親族であれ、他人であれ、同じ家に住んで生活をともにしている者の集まりが世帯ということになります。また、出稼ぎに行っている場合や入院している場合も同じ世帯になります。

4. 生活保護を受けている人の権利

(1) 正当な理由なく、生活保護を変更されたり、受けられなくなるこ

とはありません。

(2) 生活保護金品せいかつほ ごきんびん たいに対して、税金ぜいきんが課せられることはありません。

(3) 受け取る生活保護金品う と せいかつほ ごきんびん さ おを差し押さえられることはありません。

※生活保護の開始・停止・廃止などの決定の内容に不服があるときは、

愛知県知事あいちけん ち じ たいに対して審査請求しんさせいきゅうをすることができます。

5. 生活保護を受けている人の義務

(1) 生活の向上せいかつ こうじょう つとに努めましょう。能力のうりょく おうに応じて勤労きんろうに励み、支出ししゅつを

節約せつやくし、生活保護費せいかつほ ごひを計画的けいかくてきに使つかいましょう。病気びょうきがある人は医師ひと いし

の指示しじに従したがい治療ちりょうし、健康けんこうの維持向上いじこうじょうに努めましょう。

(2) 収入しゅうにゅうがあったときは届出とどけが必要ひつようです。収入しゅうにゅうとは、給料きゅうりょう・

賞与しょうよ・アルバイト代たい・年金ねんきん・各種手当かくしゅてあて・仕送りしおく・援助えんじょ・交通事故こうつうじこの

損害賠償金そんがいばいしょうきんなどです。

(3) 世帯状況せたいじょうきょうが変かわったときは届出とどけが必要ひつようです。転入てんにゅうや転出てんしゅつ、

入院にゅういんや退院たいいん、結婚けっこんや死亡しぼう、障がい者手帳しょうを取得しゅてちょうしたときなどで

す。

(4) その他生活状況た せいかつじょうきょうが変かわったときも届出とどけが必要ひつようです。家賃やちんの変更へんこう、

資産しさんの取得しゅとく、就労先しゅうろうさきの社会保険しゃかいほけんに加入かにゅうしたり、親族しんぞくの扶養家族ふようかぞくと

して社会保険しゃかいほけんに加入かにゅうしたときなどです。

※生活保護費の決定にかかわるので、届出が遅れると支給した保護費を返還していただく場合があります。

(5) 福祉事務所からの生活向上のために必要な指導・指示には従いましょう。

6. 生活保護を受けるための要件

生活保護は、資産、能力、その他利用し得るあらゆるものを活用し、さらに親子などの扶養、他の法律による給付を優先して活用することなど、暮らしに困っている人が自分自身でいろいろな努力をして、それでも生活ができないという場合に限り、はじめて行われます。具体的には次のとおりです。

(1) 能力の活用

働くことができる人は働いて収入を得てください。働くことができるのに働こうとしない人には生活保護は適用されません。

(2) 資産の活用

あなたの世帯の生活必需品以外の資産は、処分あるいは最大限に活用して、生活費に充ててください。(例えば、土地、家屋、預貯金、有価証券、生命保険・簡易保険等の各種保険、自動車、貴金属類など)

(3) 他法他施策の活用

ほか ほうりつ きゅうふ う かしつけきん せいかつ
他の法律による給付を受けることができるときや、貸付金（生活
ふくししきん りよう せいど かつよう
福祉資金）などを利用できるときは、まずその制度を活用してくだ
さい。（例えば、かくしゆねんきんほう こようほけんほう けんこうほけんほう じどうふよう
てあてほう かいごほけんほう しょうがいしゃじりつしえんほう きゅうふ てあて
手当法、介護保険法、障害者自立支援法などによる給付または手当。
ろうじんふくしほう しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう
老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などによる
ふくし
福祉サービスなど）

(4) 扶養義務者による扶養

おやこ きょうだいしまい しんせき みんぽうじょう ふようぎむしゃ い ばあい
親子、兄弟姉妹、親戚など民法上の扶養義務者が居る場合には
えんじょ かのう き ふようぎむしゃ い
援助が可能かどうか聞くことがあります。なお、扶養義務者が居る
ことではせいかつほごう
生活保護が受けられなくなることはありません。

ふようぎむしゃ かんがえかた かんけいせいとう たいしょうがい
※扶養義務者の考え方は、あなたとの関係性等によっては対象外と
ばあい おきかせ
なる場合もあるのでお聞かせください。

5. 保護の要否

生活保護は、保護を受けようとする世帯の最低生活費（国が定めているその世帯の生活に必要な金額）と、その世帯のすべての収入とを比べて、最低生活費より収入の方が少ない場合に、その不足する部分に相当するお金や品物を補うという方法で行います。

(1) 収入がないとき

最低生活費の全額を
保護費として支給します。

最低生活費
保護費

(2) 収入があるとき

最低生活費から収入を
差し引いた不足分を
保護費として支給します。

最低生活費	
世帯の収入	保護費

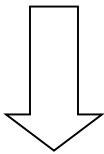
(3) 収入が最低生活費を超え

るとき保護を受けることは
できません。

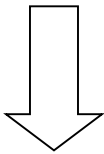
最低生活費
世帯の収入

6. 生活保護を受けるには

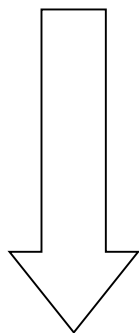
相談
相談



申請
申請



調査
調査



しゅうかんていど
(2週間程度)

けつてい
決定

• 生活保護を受けたい方は、日進市福祉事務所（日進市役所1階）に相談してください。民生児童委員も相談に応じます。

• 生活に困っている方、その親族（扶養義務者等）の方が福祉事務所に保護の申請をしてください（申請書は地域福祉課にあります）。

• 申請の手続きがすむと、数日後に福祉事務所の担当員（ケースワーカー）があなたのお宅にうかがって、生活に困っている状況をくわしくお聞きするとともに、保護を受けるための要件が満たされているかどうか調査します。※個人の秘密は守ります。

• 調査が終わると、生活保護が受けられるか受けられないかを決定し、書面でお知らせします。

（お金の支給は申請から3週間～4週間程度）

7. 次のようなときは保護を受けられないことがあります

- (1) 必ず届けなければならないことを届け出なかったとき。
- (2) 指導や指示を守らないとき。
- (3) 事実とちがう届出をしたとき。
- (4) 必要な調査を正当な理由なく拒否したとき。

このようなときは、生活保護を停止したり、廃止したりすることがあります。また事実をちがったことを言って生活保護を受けたときは、受けたお金等を返していただき、さらに罰せられることがありますので注意してください。

- (5) 暴力団員であるとき。

暴力団員は生活保護を受けることができません。福祉事務所は警察に確認をとっています。

8. 生活保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、世帯に応じて必要な扶助を受けられます。年齢や家族構成などによって、扶助費が決められています。

- (1) 生活扶助・・・衣食など日常生活に必要な費用
- (2) 住宅扶助・・・家賃や家屋の補修など住まいにかかる費用

- (3) 教育扶助・・・義務教育（小中学校）上必要な学用品、
 通学用品、学校給食費、就学旅行費、課外ク
 ラブ活動にかかる費用など
- (4) 介護扶助・・・介護にかかる費用
- (5) 医療扶助・・・医者にかかる費用（診察・入院などにかかる費用、
 移送費（ただし主治医の意見が必要））
- (6) 出産扶助・・・出産にかかる費用
- (7) 生業扶助・・・仕事をするために必要な資金や技能習得費
 （高等学校等就学費を含む）など
- (8) 葬祭扶助・・・葬祭にかかる費用

以上、いつでも気軽にご相談ください。深刻な状況になる前に早め
 に相談してください。